

第2次 八幡浜市行政改革大綱(案)

(実施期間 平成22年度～平成26年度)

平成22年3月

八 幡 浜 市

目 次

	ページ
1 第1次行政改革の概要	1
2 行政改革の基本方針	1
3 行政改革の推進期間	2
4 行政改革の実施体制	2
5 行政改革の推進項目	
1 市民が 信頼 できる行政運営	3
2 市民が 満足 できる行政運営	4
3 市民が 納得 できる行政運営	5
4 市民が 安心 できる行政運営	7
5 市民が 参画 できる行政運営	8
6 行政改革推進計画	9

1 第1次行政改革の概要

当市は、平成17年3月28日、旧八幡浜市と旧保内町が合併して誕生しました。

合併直後の平成17年度は、新市建設計画のもと、市民が活力にあふれ、安心して快適な生活がおくれるまちづくりを進める一方、旧市町で策定していた行政改革大綱を検証し、平成18年3月に、「第1次八幡浜市行政改革大綱（平成17年度～平成21年度）」及び「推進計画」を策定いたしました。

第1次大綱・推進計画では、本格的な地方分権の進展に弾力的に対応できるような体質の強化と、合併のメリットを活かした新しい時代の行政システムを構築するため、「信頼」・「効率」・「自立」を基本方針として、行政評価システムの構築、指定管理者制度の導入、職員手当の見直しをはじめとした、様々な改革に積極的に取り組みました。

2 行政改革の基本方針

住民ニーズの多様化や高度化、生活形態の変化等、社会が成熟化していく中で、地方自治体の担う役割は、増加の一途を辿っています。その一方で、国の三位一体改革による財政への影響、職員の定数削減などにより、地方自治体の担える範囲は、狭くならざるを得ない状況があることも確かです。

地方自治体では、自らの役割を果たしていけるよう、度重なる行政改革を行ってきたわけですが、このような社会の変化のもとでは、行政主導による地域運営は、大きな転換を迫られていると考えます。

地方自治の本質は、自己決定と自己統治にあります。それはとりもなおさず、そこに住む市民自らが、住民自治を行っていくことにほかなりません。

これからの地方自治体に求められているのは、市民ニーズの多様化に応えることはもちろん、市民とのパートナーシップを基本として、自治体と市民との役割分担と責任を明確化し、協働してまちづくりを行っていけるようなシステムをつくっていくことだと考えます。

「第2次八幡浜市行政改革大綱」では、これまでの削減、減量といった表面的な観点にとらわれず、市民自治を基本とした、市民目線での行政のあり方を追求するため、市民が「信頼」、「満足」、「納得」、「安心」、「参画」できる行政運営を基本方針として、市民が求める改革を推進してまいります。

3 行政改革の推進期間

この大綱の推進期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。
ただし、前半の3年間を経過した時点で見直しを行うこととし、行政需要の変化、市民ニーズの要請に応じ、適宜追加・修正を行うこととします。

4 行政改革の実施体制

改革の推進については、庁内の推進機関である「八幡浜市行政改革推進本部」により、全庁一体となった推進と進行管理を行うとともに、全職員が行政改革を自らの課題であるとの認識を持ちながら取り組んでまいります。

また、「大綱・推進計画」の進捗状況については、市民代表で組織する「八幡浜市行政改革懇談会」に適宜報告し、意見を求めるとともに、広報・ホームページ等への公表により、透明性を確保し、市民の理解と協力を得られるよう努力します。

また、推進計画の実施項目の取り組みにとどまらず、政策評価の結果により随時事務事業・機構の見直しに努め、新規実施項目の追加、計画の前倒し等、不断の改革に努めます。

5 行政改革の推進項目

1 市民が信頼できる行政運営

市民と市がパートナーシップを組む上で最も大切なことは、お互いの信頼関係であると考えます。

信頼関係を築くためには、不透明な部分を極力排除するとともに、誰にでも分かりやすい、公正な行政運営をしていかなければなりません。

行政評価システムによる各種施策に対する説明責任の履行、更なる情報公開、入札等の適正化を図り、公正で透明性の高い、市民が信頼できる行政運営を図ります。

1 行政評価システムの効果的な運用と公表

平成21年度に導入したシステムを効果的に運用し、市ホームページ等への公表を通じて説明責任を果たし、適切な政策の選択を図ります。

2 公共工事の入札・契約の適正化

電子入札の導入により、透明性の確保と事業品質の確保を図ります。

3 情報公開・情報共有の推進

市政に関する情報を、広報誌で分かりやすい公開を心掛けるとともに、市ホームページを活用して、市民との情報の共有化を図ります。

4 職員の人材育成

市民から信頼される職員となるため、全職員を対象とした研修を繰り返し実施するとともに、職種・職場に応じた外部研修への派遣を推進します。

5 組織・機構の再編

市民の行政ニーズに素早く対応できるような柔軟な組織をつくるため、組織・機構の見直しを行っていきます。

6 グループ制の検討

行政需要の多様化と職員の減少に対応するため、動的で柔軟な組織であるグループ制の導入を検討します。

2 市民が満足できる行政運営

新しい視点での行政運営で、最も大切なことは、「顧客主義」ということです。自治体にとっての「顧客」とは、市民にほかなりません。顧客である市民に満足していただけるよう、職員一人ひとりが創意工夫を凝らし、質の高い行政サービスの提供を目指します。

そのために、職員の接客能力を高める研修の実施、ITを活用した電子申請の導入、窓口業務時間の延長等により、市民が満足できる行政運営を図ります。

1 電子自治体の構築

電子申請・電子入札や地域インターネットの整備による事務の効率化・利便性の向上を図ります。

2 窓口業務時間の延長

窓口利用時間の延長による住民サービスの向上を図ります。

3 職員の接客向上

挨拶、電話対応をはじめ、特に高齢社会に対応した接客技術を向上させるため、職員の意識の向上と研修の充実を図ります。

4 自治基本条例の制定

まちづくりの基本原理や行政の基本ルール等を定めた、自治体の最高法規ともいえる、自治基本条例の制定を目指します。

3 市民が納得できる行政運営

市の財政の根幹は、市民の納税です。国の三位一体改革等で苦しい財政運営を強いられている現状では、市民からいただいた税金を効果的かつ効率的に使用するとともに、無駄な経費は徹底的に削減して、財政のスリム化を図る必要があります。

そのため、指定管理者制度を利用した民間委託の推進、職員の定員管理と給与の適正化、補助金の見直しを行います。また、自主財源の確保のため、市有財産の売却、使用料の見直し等を行い、市民が納得できる行政運営を図ります。

1 民間委託の推進

指定管理者制度の導入をはじめとした民間委託を推進し、業務の民間への開放、経費の節減、サービスの向上を図ります。

2 広域行政の推進と一部事務組合の再編

医療・防災・ゴミ問題を広域で取り組み、行政の効率化を図ります。また、一部事務組合の統合も検討します。

3 小中学校・保育所の統廃合と跡地利用

小中学校・保育所の統廃合により子どもたちのよりよい保育・教育環境を整えるとともに、廃校跡地の有効利用を推進し、財源の確保を図ります。

4 職員の定員管理と給与等の適正化

職員の定員管理計画による定数の削減、人事評価制度の適正な運用により、給与、手当、昇給・昇格の適正化とともに、特別職の報酬の見直しを図ります。

5 市税・使用料の徴収強化体制の整備

徴収強化体制の整備による自主財源の確保を図ります。

6 使用料・手数料の見直し

受益と負担の適正化と自主財源の確保を図ります。

7 補助金・負担金の見直し

補助金見直しに係る第三者委員会を立ち上げ、補助金・負担金の抜本的な見直しを図ります。

8 課税客体の精査

航空写真と課税台帳の照合を行い、家屋不一致リストを作成し、未評価家屋及び滅失家屋の把握と資産課税の公平・適正化を図ります。

9 債務・資産改革による財政健全化

財政健全化計画に基づく健全な行財政運営と、未利用財産の売却促進や資産の有効活用に取り組みます。

10 外郭団体の見直し

各種外郭団体のあり方や必要性を再検討するとともに、団体の事務内容、市とのかかわり方について見直します。

11 イベントの見直し

市が主催、又は市の関係する実行委員会が主催するイベントについて、必要性・効果等を精査し、廃止・統合・新設等の見直しを行います。

12 新たな収入確保の取り組み

市広報・ホームページへの広告、市有施設へのネーミングライツの募集等、新たな収入を確保できるよう検討します。

4 市民が安心できる行政運営

私たちを取り巻く社会には、天災、環境問題等、多くの不安要素があります。そのような不安を解消し、誰もが安心して暮らしていけるまちをつくることは、行政の最重要課題であると認識しています。

市立病院の医師確保を前提とした経営健全化による良質な医療体制の構築、水道事業の経営改善、地震等の天災に対する危機管理体制の充実、地球温暖化対策、消費者行政の充実等、市民が安心できる行政運営を図ります。

1 市立八幡浜総合病院の経営健全化

経営の改善に努めるとともに、医師不足等の問題を解決し、市民が安心できる医療の提供を図ります。

2 上下水道事業の経営健全化

中期経営計画等に基づいた健全経営と、安全で安心な上下水道施設の運営を図ります。

3 危機管理体制の充実

近い将来、発生が予想されている南海地震をはじめとした風水害による大規模災害において、危機管理体制をさらに強化します。また、地域防災力強化のため、消防団及び自主防災組織の充実を図ります。

4 環境対策の充実

「八幡浜市地域省エネルギービジョン」及び「八幡浜市地球温暖化対策実行計画」に基づいて、省エネルギーの徹底、新エネルギーの導入、バイオディーゼル燃料の利用等、環境対策の充実と副次的な経費の削減を図ります。

5 消費者行政の充実

八幡浜市消費生活センターを中心として消費者問題の情報の一元化と、問題解決の体制作りを図ります。

5 市民が参画できる行政運営

行政主導による地域運営が限界にきている今、市民が主役のまちづくりが、必須条件となっており、市民と行政との役割分担を明確にし、補完し、協働しながら、行政運営をしていかなければなりません。

そのため、老若男女を問わず、誰もが参画できる体制作りを進めるとともに、NPO等、多様な主体の育成支援を図ります。また、重要な施策、計画を作成する際には、パブリックコメントを徹底するなど、市民が参画できる行政運営を図ります。

1 パブリックコメントシステムの充実

重要な施策や事業に対し、パブリックコメントシステムの導入の徹底を図り、市民の意見を反映させたまちづくりを目指します。

2 NPOの育成と協働

NPOの育成と協働により地域の問題に迅速な対応を図ります。

3 男女共同参画型社会の実現

男女がともに担う社会の構築を目指します。

4 委員会・審議会等の見直し

委員会や審議会のあり方を見直し、事務の簡素化とさらなる市民参画を図ります。

5 産官学連携の強化

施策の立案・実施に当って、職員の政策立案能力を高めるとともに、多様な情報の蓄積を図るため、大学等研究機関や企業との連携を強化します。